

令和5年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項	措置	部局	室・課等
1	<p>4 専決について</p> <p>(6) 起案文書について、専決権者であるまちづくり推進部部長によって決裁されなければならないところ、農業委員会事務局長による決裁で施行されていた。</p>	<p>農産物品評会・会長賞記念品に係る報償費</p> <p>寝屋川市委員会等の職員の市長権限事務の専決等に関する規程に基づき、事務局長の決裁権限は、課長と同様であることを改めて所属内で周知しました。業務マニュアルへも併せて追記することで再発防止します。</p> <p>また、当該事務に係る根拠法令の条例、規則等について、システム上の付箋機能を活用し起案者又は決裁者（二者以上）が改めて確認することで、再発防止に向けた意識付けを行って参ります。</p>	行政委員会事務局	農業委員会事務局
2		<p>農産物品評会・会長賞記念品に係る報償費</p> <p>寝屋川市委員会等の職員の市長権限事務の専決等に関する規程に基づき、事務局長の決裁権限は、課長と同様であることを改めて所属内で周知しました。業務マニュアルへも併せて追記することで再発防止します。</p> <p>また、当該事務に係る根拠法令の条例、規則等について、システム上の付箋機能を活用し起案者又は決裁者（二者以上）が改めて確認することで、再発防止に向けた意識付けを行って参ります。</p>	行政委員会事務局	農業委員会事務局
3	<p>(9) 支出負担行為について、専決権者であるまちづくり推進部部長によって決裁されなければならないところ、農業委員会事務局長による決裁で施行されていた。</p>	<p>農産物品評会・会長賞記念品に係る報償費</p> <p>寝屋川市委員会等の職員の市長権限事務の専決等に関する規程に基づき、事務局長の決裁権限は、課長と同様であることを改めて所属内で周知しました。業務マニュアルへも併せて追記することで再発防止します。</p> <p>また、当該事務に係る根拠法令の条例、規則等について、システム上の付箋機能を活用し起案者又は決裁者（二者以上）が改めて確認することで、再発防止に向けた意識付けを行って参ります。</p>	行政委員会事務局	農業委員会事務局